

学校いじめ防止基本方針



静岡県立吉田特別支援学校

第1章 いじめの防止等の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法(以下 推進法)で「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている(推進法第2条)。

*「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

*「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

そして、具体的にいじめの表れとしては、以下のようなものが考えられる(県基本方針より)

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・**金品をたかられる**
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

ここで、注意を要することは、推進法で定義されている「いじめ」とは

- (1) 加害者を「児童等」に限定していること
- (2) 「心理的又は物理的な影響を与える行為」であり、攻撃を与える意図がない行為(いじめつもりはない行為)であっても、被害者の児童等の気持ちを重視し、いじめとなる可能性があること
- (3) 「インターネットを通じて行われるものを含む」と明記されていること
- (4) 「心身の苦痛を感じているもの」では、「いじめでは多様な様態があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、『心身の苦痛を感じているもの』等の要件が限定的に解釈されることのないようにつとめること」に特段の配慮をすべきこと(衆議院と参議院の文部科学委員会の「付帯決議」)
- (5) いじめの行われた場所についての限定がないこと

このように「いじめ」とは、被害者の立場に立ち、「心身に苦痛」を感じさせることに「影響」を与える原因となった「行為」である。本法により、児童等の人権を擁護する立場がより一層明確になった。

ただし、「いじめ」か否かの判断については、学級担任が一人で行うべきことではなく、学校全体で組織的に明らかにしていくことが求められる。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも起こりうるものである。国立教育研究所による追跡調査結果では、「暴力を伴わないいじめ」(仲間はずれ、無視、陰口)について、小学校4年～中学3年までの6年間で、いじめを受けた経験を全く持たなかった子どもは1割程度、いじめた経験を全く持たなかった子どもも1割程度であり、このことから、多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側

やいじめ側の立場を経験していることがわかる。

さらに、学級や部活、校外の様々な集団(スポーツ少年団や塾、学童保育等)など所属する集団によって、子どもたちの人間関係も変化する点にも留意が必要である。いじめた・いじめを受けたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠したりするような雰囲気があることや「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子ども、「傍観者」として周りで見ても見ぬ振りをして関わらない子どもがいることにも気をつけ、集団全体がいじめを許容しない雰囲気となるように日頃から指導及び支援をしていく必要がある。

本校には、小学部から高等部までの児童生徒が在籍しており、年齢によって差はあるが、知的障害児の場合、相手とのコミュニケーションや意図の理解が苦手であったり、自閉症児の場合のように聴覚、視覚、皮膚感覚、臭覚等に感覚過敏により不快感を抱いたり、肢体不自由児の場合のように回避したり、「嫌だ」と意思表示できにくかったり等、児童・生徒間の相互理解やコミュニケーション方法の違い、感覚の違い等で、障害により子どもが「不快」に思うことが一人一人大きく異なることに注意する必要がある。このことは、教員が指導する場合においても同様である。

また、障害の程度に関係なく、いじめの心理や残酷さを理解し、いじめは本当にいけないことだと納得するような指導はすべきであり、障害の特性を理解し、発達段階に応じた計画的な指導が求められる。

3 本校の基本的な考え方

「子ども一人一人の人権を尊重した教育」は本校の経営目標の大きな柱である。いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為として、学校の状況や子どもたちの一人一

人の特性に応じた対応をする必要がある。

- (1) いじめの未然防止～学校・家庭・地域と連携し、「健やかでたくましい心」を育む
- ア 子ども一人一人が、発達段階に応じて「自分自身を知ること」だけでなく「他人の理解」を深め、より良い人間関係を築くことができるようにしていくことが大切である。
 - イ 子ども一人一人が、自分自身を大切にする気持ち(自尊感情)を育み、互いの人権を認め合える意識(人権意識)を高めることが大切である。
 - ウ 集団として、「いじめは許されない行為」という雰囲気を作り、きまりを守ろうとする規範意識を高めることが大切である。
 - エ 教員は、子どもとの信頼関係を築き、子どもの適格な理解と日々の行動を丁寧に分析し、他の教員と情報交換を行いながら、よりよい学級経営を行うよう努力することが欠かせない。
 - オ 教員は、保護者と連携し、子どもが地域や家庭においてどのような生活を送っているのかを理解すると同時に、子ども理解を深めることが必要である。
 - カ 保護者が、子どもとの関わりや対話を大切にし、子どもが安心感や信頼感で満たされるように障害や支援方法について理解啓発を図る。
 - キ 保護者が、自らの役割を意識し、子どもに良いこと、悪いことの区別を教えると共に、学校や他の保護者、地域と連携し共にいじめ防止に取り組めるよう協力を求める。
 - ク 学校は地域住民や関係諸機関と連携し、必要に応じて子どもの見守りを行うようにする。

(2) いじめの早期発見・早期対応

- ア いじめの早期発見
- (ア) いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも起こりうることから、いじめの発見には、学校、家庭、地域が連携協力して、子どもの見守りを行う。
 - (イ) いじめのサインは、いじめを受ける子どもからも、いじめを行う子どもからも出ている。深刻な事態を引き起こさないためにも、できる限り早期に子どもの変化をキャッチすることが大切である。
 - (ウ) いじめの相談体制を整備したり、アンケート調査を行ったりするなど積極的にいじめの発見に努めることが必要である。
 - (エ) 保護者(家庭)が、日ごろの対話や態度等から、いじめが疑われる子どもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めるよう理解啓発を図る。
 - (オ) 地域でいじめの事実を知った場合、直ちに家庭や学校に連絡する等、日頃から連携を図っておく。
- イ いじめの早期対応
- (ア) いじめが疑われた場合や発見された場合は、いじめられている子どもの立場に立って、組織的に対応する。
 - (イ) 深刻な事態に陥らないよう、学校、家庭、地域等が状況に応じて連携し、速やかに協力していく。
 - (ウ) いじめられた子どもへの支援、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、十分な状況把握をした上で、効果的な取り組みを組織的に行う。
 - (エ) 状況に応じて、警察や児童相談所、医療機関、市町関係機関と連携することも必要となる。

(3) 関係機関との連携(上記①早期発見、②早期対応における各機関の役割と連携の方法)

- ア 専門家との連携(学校が依頼する心理教育の専門家)
- イ 関係機関との連携(市町障害福祉課、児童課、児童相談所、所轄警察署、居住地の主任児童員、民生委員等)
- ウ いじめ問題対策連絡協議会との連携(各市町村教育委員会)

第2章 いじめの防止等の対策のための組織

「いじめ防止に関する基本方針」に基づき、本校の児童生徒に対するいじめ防止等に係る施策及び対応に関する校内体制など対応全般に係るあり方や課題を検討し、いじめ防止等の生徒指導に関する様々な課題に対する防止・対応をはかり、児童生徒の人権を守るために本校では「生徒指導対策委員会」を設置する。

1 生徒指導対策委員会

(1) 構成員

校長、副校長、教頭、小学部主事、中学部主事、高等部主事、肢体訪問統括主任

○生徒指導課長、地域連携課長(外部専門家、PTA代表) *○印はとりまとめ
必要に応じて外部専門家(スクールカウンセラー、学校評議委員など)、PTA 代表

(2) 協議内容

- ア いじめ防止等に関する基本方針に関する事柄
- イ 資質向上研修の年間計画、評価に関する事柄
- ウ 各学部のいじめ対策の取組みに関する計画・評価に関する事柄
- エ 体罰又は不適切な指導の防止に関する事柄
- オ 重大事案発生時の対応に関する事柄
- カ その他生徒指導に関する課題に関する事柄

(3) 開催時期

定例会を、年間3回実施する。重大事案発生時は、緊急会議を開き、対応を協議する。

2 組織的対応のための体制づくり

- (1) いじめの疑いが認知された場合の校内の組織対応のフローを策定し周知する
- (2) いじめ調査方法について統一した報告書式にまとめて客観的な情報が得られるようにする。

第3章 いじめの防止等のための対策

県基本方針を受け、本校は、地域や在籍する子どもの状況を考え、具体的な対応策として、学校基本方針を策定する。本基本方針については、保護者は勿論のこと、連携を求める諸機関だけでなく、広く地域住民に対しても周知を図るよう公開することとする。**本基本方針について、保護**

者に対し、PTA 総会にて周知する。また、基本方針は、毎年、見直しを行う。

いじめの防止のための対策として、第1章3「基本的な考え方」に基づき、以下のような対策及び対応を実施する。

1 いじめの未然防止

いじめは、「どの子どもにもどこでも起こりうる」こと、そしてそれは、自分を大切に思う気持ち（自尊感情）やきまりを守ろうとする意識（規範意識）、互いを尊重する感覚（人権意識）の欠如から発生するものであることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に以下のようにいじめの未然防止に取り組む。

(1) 道徳教育等の推進

教育活動全般をとおして、子どもの思いを子どもの立場に立って受け止め、その子の良さや可能性を認める姿勢を持つことで、子ども自身の自尊感情を高め、友達を思いやる気持ちを育む。

また、学級活動や道徳の時間等を活用して、いじめについて考える場や機会を作り、「いじめをしない、許さない」という健やかでたくましい心を育てる。

(2) 子どもの自主的活動の場の設定

子どもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め、安心して自分を表現できる環境づくりをする。また、子どもが自主的に取り組み、「できた」という達成感や成就感が味わえる授業づくりを工夫する。

(3) 保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発することが必要である。

(4) 配慮を要する子どもへの支援

学校として特に配慮が必要な子どもについては日常的に、配慮を必要とする子どもの特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。例えば、発達障害を含む障害のある子ども、外国につながる子ども、性同一性障害や性的指向・性自認に係る子ども及び東日本大震災

で被災した子どもや原子力発電所事故により避難している子どもなどが考えられる。

2 いじめの早期発見

(1) 子ども理解に関する情報交換

- ア 児童生徒の日々の行動から予兆を発見する(学年会での複数教員による情報交換)
- イ 家庭との情報交換(家庭・学校における情報交換)

(2) 児童生徒問題調査の実施

- ア いじめ等に関する定期的なアンケート調査を実施する(実施時期:前後期年間2回、対象:児童生徒・保護者)
- イ 定期的なアンケート調査について、本基本方針と共に事前に実施要領を策定する。

(3) 保護者との情報交換

- ア 学校基本方針について、保護者に対し、PTA 総会にて周知する。
- イ 保護者との懇談会や面談をとおして、いじめ等、児童生徒の気になる様子についての情報を得る。

(4) 関係機関との情報交換

- ア 地域・他校・関係機関との情報交換(→地域連携課)
- イ 放課後等デイサービス等の福祉機関との情報交換(児童生徒の受け渡し時)

3 初期対応

(1) 発見

いじめの疑いが認知されたり、いじめ行為の発見があったりした場合、直ちに学部主事は生徒指導対策委員会を開き、担任は調査に着手する。

(2) いじめ等状況調査の実施

- ア 調査の具体的方法については、事前に要領を策定する→マニュアルと報告用書式を準備
いじめを受けた児童生徒への支援といじめた児童生徒への指導について、各学部の生徒指導会議で、調査の実施と状況の把握を行う。その結果に基づき、指導対応及び保護者との連携について協議する。
- イ 対応の協議後、校長の承認を得て、直ちに実施する。
- ウ 対応後の保護者への情報提供については、重大事態への対応参照
- エ いじめ事案の発生及び対応については、県教育委員会に定期的調査にて報告する。
- オ いじめに関係する子どもが市町立学校在籍の子どもの場合は、当該学校長及び所管する市町教育委員会、県立学校在籍する子どもの場合は、当該学校長に直ちに連絡し、連携して対応にあたる。

4 その後の対処

(1) 学校のいじめに対する措置

- ・いじめの通報を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われたりするときは、教職員は速

やかに、学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的対応につなげること。

- ・いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、組織を活用し、必要に応じて心理や社会の専門家であるスクールカウンセラー・ソーシャルワーカー等の協力を得て、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援、いじめを行った子どもとその保護者に対する指導、助言を継続的に行う必要がある。
- ・必要に応じて、いじめを行った子どもを、いじめを受けた子どもが使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるようにする必要がある。
- ・いじめを受けた子どもの保護者と、いじめを行った子どもの保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとることが求められる。
- ・いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月を目安とし止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要となる。またいじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察することが必要となる。

(2) 校長及び教員による懲戒

- ・校長及び教員は、いじめを行った子どもに対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に、懲戒を加えることができる。

(3) いじめ等に関する問題行動への対応進行管理

- ・重大事態を除くいじめ事案及びその他問題行動に関する対応に関する進行管理については、吉田特別支援学校生徒指導対策委員会 で定期的に検討を行う。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態とは

重大事態とは、次のような場合を言う。

- (1) いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・子どもが自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- (2) 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間(年間 30 日を目安とする)、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間、連続して欠席しているとき。

子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たる。調査をしないまま、いじめの重大事態では

ないと断言することはできない。

2 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、校長は県教委に報告し、県教委の判断のもと、速やかに県教委または校長のもとに組織を設け、事態への対処や同様な事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。その際、因果関係の特定を急ぐべきではない。なお、子どもの入院や死亡など、いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、子どもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行う。

3 情報の提供

県教委又は校長は、いじめを受けた子ども及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。

4 県教委の指導及び支援

学校が調査及び情報の提供を行う場合、学校は県教委から必要な指導及び支援を受ける。また、本校に係る調査において、県教委が調査の主体となる場合には、県教委の附属機関が調査を実施することが考えられる。その際、公平性・中立性の確保について配慮する。

5 報道への対応

情報発信、報道機関への対応については、個人情報保護への配慮や、正確で一貫した情報提供が必要となる。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないように留意する。また、自殺については、連鎖(後追い)の可能性も考えられることから、報道の在り方に特別の注意(倫理観を持った取材等)が必要であり、WHO(世界保健機構)による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

附則

本学校基本方針は、平成27年4月より施行する
平成31年2月に改定する。